

# ボランティア清掃について（お願い）

- ごみは **可燃ごみ** と **不燃ごみ** の2種類に分別してボランティアごみ袋に入れてください。
    - ライター、乾電池などの危険物は、他のごみとは分けて袋に入れてください。
  - 浜田市の収集ルールに沿って出してください。（海岸漂着ごみも同様です）
    - 草ごみも袋に入れてください。
    - 袋に入らない枝木、流木、ロープ等は50cm(直径15cm)未満に切ってひもで束ねてください。
- ※ **処理困難物**（バッテリー、消火器、タイヤ、油・塗料等が入った缶、石、土、砂、ブロック、漁網等）、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）、パソコンは**収集できませんのでご注意ください。**  
処分方法は環境課へ相談してください。
- ごみステーション以外の場所にごみを出す場合は、ごみ収集車（2トン）が収集可能な場所をお願いします。

清掃終了後

◎ごみ袋を出した場所（ごみステーション番号がわかる場合は番号）

◎可燃ごみ・不燃ごみ・枝木等の数量



**環境課（TEL 25-9430）まで連絡**してください。

☆FAX 連絡の場合は、出した場所と数量を地図に明記して下さい。

側溝清掃で出た**汚泥はごみとして処理できません。**

出した場所と数量を

**維持管理課（TEL 25-9621）へ連絡**してください。

場合によっては、回収に1週間程度かかる場合もありますのでご了承ください。